

母子父子寡婦福祉資金貸付金のご案内

母子父子寡婦福祉資金貸付金とは？

「母子父子寡婦福祉資金」貸付制度は、ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を図るための用途（子の修学や就学支度、父母自身の技能習得や転宅など）のために資金を貸付ける制度です。

貸付を希望される場合は、事前相談が必要です。事前相談がなかった場合、基本的に貸付を行うことができませんので、くれぐれも早めにご相談をお願いいたします。

貸付対象者

貸付の対象者は、豊中市内にお住まいの母子家庭の母と父子家庭の父、寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子（婚姻をしたことのない独身の方は含みません）です。ただし、寡婦または40歳以上の配偶者のない女子で現に子を扶養していない方の場合、特別な事情がないときは、前年度の所得が2,036,000円を超えると、災害等特別の事情がある場合を除き、貸付対象外となります。

なお、一部の資金（就学支度資金・修学資金・就職支度資金・修業資金）については、償還能力のある父母や第三者を連帯保証人とした場合、子ども自身が対象者となることもあります。

連帯保証人(法的に借主と同じ立場で支払義務があります)について

ご利用される資金によっては、連帯保証人をたてることによって無利子貸付とすることができます。

なお、資金の利用方法（子どもが借主になる場合など）によっては、連帯保証人をたてる必要があります。その際は、直接、連帯保証人に意思確認させていただきますので、連帯保証人にご説明ください。ただし、保証能力のない方を連帯保証人とすることはできません。

償還について(重要！！)

申請書提出時に返済（償還）計画書に記載された償還期間内に、元利均等払いの方法により返済していただきます。

なお、この福祉資金については、貸付けを受けられた方々からの償還金を主な財源として運用しており、予定どおり入金されないと資金に不足が生じ、貸付を必要とされる方に貸付できなくなりますので、必ず償還期日までに返済してください。万が一、償還期日までに支払われない場合、一括返済や連帯借主・連帯保証人への督促、等を講じることになります。また、延滞した元利金額につき、年3%の割合をもって、支払期限の翌日から支払日までの日数により日割計算した違約金を徴収します。

・償還方法・相談先について

- ① 償還は口座振替でお願いしています。口座振替ができるのは、**16行**（みずほ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・滋賀銀行・京都銀行・関西みらい銀行・池田泉州銀行・大阪信用金庫・大阪シティ信用金庫・北おおさか信用金庫・尼崎信用金庫・のぞみ信用組合・近畿産業信用組合・近畿労働金庫・大阪北部農業協同組合）の本支店の普通預金口座です。これらの銀行に普通預金口座をお持ちでない方は、お手数ですが口座を開設していただきますようお願いいたします。
- ② 住所の変更、借主、連帯借主、連帯保証人の状況に変化等があれば、必ずお知らせください。
- ③ 資金の償還についてのご相談がある方は、豊中市までご連絡ください。

その他(貸付けにあたっての注意事項等)

- ① この貸付制度は、ひとり親家庭の父母や寡婦の方の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している子の福祉を増進するためのものであり、必要性、借受の意思等を確認した上で、必要とされる場合にお貸しする貸付金です。必ずご本人自身でご相談、申込み等を行ってください。
- ② 修学・技能習得等の同一目的で、他制度の助成・給付・貸付等を受けている場合は必ず申し出てください。（他制度との重複貸付ができない場合があります。）
- ③ 資金を借受けの目的（申込み内容も含む）以外に使用したとき、偽り（虚偽の説明等）その他不正な手段により貸付を受けたとき、あるいは申込み時の予定・計画と異なるときなどや、貸付目的を達成する見込みがないと認められるときは、ただちに貸付を停止し、速やかに一括償還していただきます。
- ④ 大学等修学支援制度を利用する場合には別途ご相談ください。

この制度は、市役所本庁舎での相談・申込みをすることになります！！

また、ご案内にあるものは、制度の一部ですので、詳しくは、お問い合わせください！！

貸付けの決定と資金の交付について

事前相談・申請書提出後、豊中市において必要性和償還能力を審査した結果、貸付けが認められた方に対し、貸付決定通知書や借用証書などの書類をお渡しします。借用証書等に必要事項を記載のうえ、貸付相談窓口へ提出していただき、書類等に不備がなければ、貸付金を交付します。

1 事前相談



申込みを行う前には、必ず相談をうけていただく必要があります！

市の窓口で、貸付けの相談を行います。その際に、貸付制度の説明や必要書類の説明をいたします。職員による面談で家庭の状況や経済的な状況等、実生活に関わる聞き取りをさせていただきます。連帯保証人が必要となる場合は申込までに連帯保証人になる予定の方にお話しをしておいてください。
※必ず事前にご予約のうえ、ご相談にお越しください。

2 貸付申込み



貸付申請書を貸付窓口で受理する前に学校の入学金等を納入したり、業者への支払いをした場合などは、貸付けができません。就学支度資金の場合は貸付申請書等を窓口で受付します。申請資金により申込受付時期、必要書類等が異なります。申請案内時にご確認ください。借主及び連帯借主の面談も必要です。

■ 必要書類

貸付申請書、戸籍謄本、住民票、マイナンバーカードなど。

3 貸付決定



申込みを適当と判断した場合、貸付決定通知書と借用書、貸付金交付請求書及び償還のための口座振替納入依頼書をお渡しします。借主と連帯借主および連帯保証人は、借用書を提出していただくとともに、償還のための口座振替の手続きをしていただく必要があります。また、同時に面談等で連帯保証人の意思確認を行わせていただきます。

4 貸付金の交付



借用書・貸付金交付請求書等を提出していただき、内容を確認した後、借主が事前に届け出た金融機関の普通預金口座（本人名義に限る）に貸付金を振り込みます。

5 その他



◆ 継続手続

修学資金、技能習得資金、生活資金、修業資金については、貸付けを行う期間が複数年にまたがる場合、毎年4月に継続手続を行っていただく必要があります。

届出をしないと4月以降の貸付けを受けることができません。

◆ 貸付金額

貸付金の上限金額は法律により、決まっています。（詳しくは、別添の表をご覧ください。）

【問 合 せ 先】 〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市役所 こども未来部 子育て給付課 家庭給付係

本庁 第二庁舎 3階 ☎ 06-6858-2767

